

令和7年度 香川県子どもの未来応援ネットワーク事業 子ども食堂、子どもの居場所等新規開設団体への応援助成要項

1 趣旨

日本において、約9人に1人の子どもが相対的貧困状態にあると言われる中、長期間続いたコロナ禍や物価高騰の状況は、子育て家庭の家計状況や生活状況に大きな影響を与えています。

子ども家庭庁の設置により、子どもや子育て家庭への支援や孤独・孤立問題への対策、地域の包括的な支援体制構築が求められる中、子どもや子育て家庭の生活支援、学習支援及び様々な体験活動等を通して社会的孤立の予防に取組む地域の支援団体の活動は、ますます重要となっています。

そこで、「子どもの育ちを支える地域づくりの推進」のために当協議会へいただいた寄付金を財源に、新たに活動を始める団体に対し、開設に必要な経費を助成します。

2 実施主体

社会福祉法人香川県社会福祉協議会

3 対象団体

令和7年10月1日以降に新たに活動を始める団体で、香川県において活動し、1年以上活動を継続する意思が認められ、「支援の場」への登録を行う団体。ただし、各市町から新規開設に関する補助や助成が受けられる場合は、対象外とします。

4 財源

「子どもの育ちを支える地域づくりの推進」のために当協議会へいただいた寄付金

5 対象となる活動

子ども食堂、学習支援及び体験活動等の子どもへの新たな居場所支援の立ち上げに係る活動

6 対象となる経費

子ども食堂を開設するために必要な備品の購入費、消耗品費、修繕費、施設賃借料等、その他本会が必要と認めるもの

7 対象となる活動期間

令和7年10月～令和8年3月

8 助成金額

1団体あたり5万円以内 計10団体(総額50万円)

助成協力団体(敬称略・順不同)

(株)イズミ、コカ・コーラボトラーズジャパン(株)、(株)香川銀行、(株)百十四銀行、
(株)サンエステート、大正製薬(株)、大王製紙(株)、香川県小・中学校管理職員協議会

※申請額が助成予定総額に達した場合は、申請期間内であっても、応募を締め切る場合があります。

※助成協力団体には申請書と報告書の記載内容を共有させていただくことがあります。

9 申請方法・決定

(1)申請方法

- ① 「助成金申請書」に記入のうえ、下記へ郵送で提出してください。
- ② 申請等の様式は、「香川子どもの未来応援情報ひろば」のホームページからダウンロードできます。<https://kagawaken-shakyo.com>

(2)申請期間

令和7年12月5日(金)～令和8年2月27日(金)当日消印有効

(3)提出書類

- ① 助成金申請書
- ② 団体の規約、会則、定款等
- ③ 助成対象となる活動のチラシ、写真

(4)決定・送金予定

- ① 助成金の申請書を受理後、その内容を審査し、適当と認めたときは助成を決定し、決定した団体へ決定通知と請求書を送付します。
- ② 各団体から県社協へ、下記へ郵送で請求書を提出してください。請求書受領後1か月以内に指定口座へ送金します。

10 活動報告

助成対象となる活動終了後、1か月以内に「助成金報告書」及び支出が確認できる書類(領収書等)、活動が分かるチラシ、写真の写しをご提出ください。

11 助成金の決定取消し及び返還

申請団体が次のいずれかに該当するときは、助成金の決定を取り消し、返還を求める場合があります。

- (1)偽りその他不正の手段により、助成金の決定を受け、交付を受けたとき。
- (2)助成の対象となる活動の実施実績がないとき。

12 申請及び問い合わせ先

香川県社会福祉協議会 地域福祉課(担当:大館)

〒760-0017 高松市番町 1-10-35

TEL 087-861-2233 FAX 087-861-2664

E-mail odate@kagawakenshakyo.or.jp